

児童手当 認定請求書

※受付確認年月日

碧南市福祉事務所長 殿

児童手当又は児童手当法に定める特例給付の支給要件の該当性を審査するため、受給者及び生計を同じくする配偶者の住民登録、所得、マイナンバー及び年金加入状況等を確認することに同意します。

※太枠の中のみ記入してください。

※認定番号		※宛名番号		提出年月日		令和 年 月 日			
請求者	フリガナ	性別	男	配偶者の有無	加入している年金等	被用者	ア 厚生年金保険	イ 私立学校教職員共済	
	氏名		女			有・無	ウ 国家公務員共済	エ 地方公務員等共済	
住所	〒	電話番号	自宅・携帯・配偶者携帯		生年月日	昭和 年 月 日	個人番号		
	碧南市								(※本年・前年)1月1日時点の住所
								□ 碧南 □ 市外()	
配偶者	フリガナ	職業	ア 会社員	生年月日	昭和 年 月 日	個人番号			
	氏名		イ 公務員(勤務先)					(※本年・前年)1月1日時点の住所	
住所		□ 請求者と同じ □ 請求者と異なる()						※1～5月分は前年、6～12月分は本年の1月1日時点の住所を記入	

児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	第何子	氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月日	住所 (請求者と異なる場合のみ記入)	※児童との関係で、該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	手当月額(円)	※算定対象の場合に○印
				平成 . .	有・無	有・無	同・別	令和 年 月							
				平成 . .	有・無	有・無	同・別	令和 年 月							

[注意] 「児童の兄姉等」について
「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。
(児童の兄姉等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)

児童	第何子	氏名(18歳未満の児童を全員記入)	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月日	住所 (請求者と異なる場合のみ記入)	※児童との関係で、該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	手当月額(円)
				平成 令和 . .	有・無	同一・維持	同・別	令和 年 月		父母指定者未成年後見人同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
				平成 令和 . .	有・無	同一・維持	同・別	令和 年 月		父母指定者未成年後見人同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
				平成 令和 . .	有・無	同一・維持	同・別	令和 年 月		父母指定者未成年後見人同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円

金融払機希関望	銀行	本店	支店コード	1.普通	口座番号				口座名義人(カタカナ)			
	信用金庫	支店		2.当座								
	信用組合	営業所		3.その他()								

本人確認欄	続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人と同世帯(配偶者・代理人(委任状が必要))	確認方法 1点 <input type="checkbox"/> 免許証(免許書番号) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他() 2点 <input type="checkbox"/> 保険証(保険証番号) <input type="checkbox"/> 銀行通帳・キャッシュカード
-------	----	---	---

※不足	<input type="checkbox"/> 支払先口座 <input type="checkbox"/> 保険証写し <input type="checkbox"/> 外国人登録 <input type="checkbox"/> その他()	備考	15日特例	認定年月日	支給開始年月	手当額
	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 適用せず		令和 年 月 日	令和 年 月	児童数 () 人 計 円	

注意

- 1 「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「加入している年金等」の欄は、「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 請求者の「性別」、「配偶者の有無」、「加入している年金等」及び「生年月日」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 配偶者等の「氏名」、「住所」、「職業」、「生年月日」、及び「個人番号」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
配偶者の「住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に「住所」の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 7 「児童の兄姉等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 「児童の兄姉等」の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 「児童の兄姉等」の「生計費の負担の有無」の欄は、⑩の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、「児童の兄姉等」の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 11 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、「児童」の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 13 「児童」の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。